

(管理協定の総覽に係る公告)

第十四条 法第二十一条第一項(法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

一 管理協定の名称
二 協定雨水貯留浸透施設の名称(その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定雨水貯留浸透施設の部分)及び認定番号

三 管理協定の有効期間(管理協定の総覽場所)

四 管理協定の総覽場所(管理協定の総覽等の公示)

第十五条 前条の規定は、法第二十一条(法第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による公示について準用する。

第十六条 法第三十条の許可を受けようとする者(法第三十五条の協議をしようとする者を含む。)は、別記様式第二の雨水浸透害行為許可申請書(法第三十五条の協議をしようとする者にあっては、雨水浸透害行為協議書)を都道府県知事等(法第三十条に規定する都道府県知事等をいう。第二十七条第一号二及び第二十九条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

2 法第三十一条第一項第二号及び第三号の工事の計画は、計画説明書及び計画図により定めなければならない。

3 前項の計画説明書は、同項の工事の計画の方針、行為区域(対策工事に係る雨水貯留浸透施設の集水区域が行為区域の範囲を超えるときは、当該超える区域を含む。以下同じ。)内における雨水貯留浸透施設の計画を記載したものでなければならない。

4 第二項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

現況地図	図面の種類	現況地図に表示すべき事項
地形、行為区域の境界並びに流出係数の百分率及び当該土地利用形態ごとの面積	縮尺	備考

ものであること。

定める基準降雨の強度を超えない降雨は、千平方メートル未満の面積の土地において行おうとする雨水浸透害行為の対策工事の計画のみに適用するものとする。

2 前項の降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超えないものとし、令第六条ただし書きの条例において降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

3 都道府県(指定都市若しくは地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項及び第三十一条において「指定都市等」という。)又は同法第二百五十二条の十七の二第一項の規定に基づき法第三章第一節(法第四十条を除く。)に規定する都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下この項において「事務処理市町村」という。)の区域内にあっては、当該指定都市等又は当該事務処理市町村。第二十一条第一項において同じ。)は、第一項の降雨を定める場合にあらかじめ、当該都道府県の区域内における特定都市河川の河川管理者及び当該特定都市河川に係る特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者の意見を聴かなければならぬ。

4 第二十一条第一項の技術的基準は、その対策工事の計画が、次項第二号の規定による雨水浸透害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、同項一号の規定による雨水浸透害行為が行われる前の流出雨水量の最大値を上回らないよう定められたものであることをとする。

5 前項の流出雨水量の最大値は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める値とする。

6 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

7 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

8 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

9 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

10 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

11 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

12 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

13 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

14 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

15 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

16 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

17 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

18 第二十一条第一項の技術的基準に適合することを証する書類(雨水浸透害行為の許可申請書の添付図書)は、当該超える区域の位置を表示した地形図でなければならない。

透阻害行為をしようとする者が自ら管理する雨水貯留浸透施設が既に存するときは、各時間毎流出雨水量の雨水が当該雨水貯留浸透施設に流入した場合に当該雨水貯留浸透施設により浸透する雨水の量を当該流入した雨水の量から控除し、当該雨水貯留浸透施設から流出する雨水の量を逐次計算する方法その他合理的な方法により算定したものうち最大の値とする。

Q = (1 + 360) × F × R × (A + 1000)

(この式において、Q、F、R及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q 行為区域からの流出雨水量(単位一秒につき立方メートル)

R 行為区域の平均流出係数

F 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

A 行為区域の面積(単位平方メートル)

B 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

C 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

D 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

E 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

F 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

G 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

H 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

I 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

J 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

K 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

L 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値(単位一時間につきミリメートル)洪水到達時間は十分とする。

現況地図	図面の種類	現況地図に表示すべき事項	縮尺	備考
地形、行為区域の境界並びに流出係数の百分率及び当該土地利用形態ごとの面積	地形、行為区域の位置図	地形、行為区域の位置図	二千五百分の二メートル(等高線は、等高線は、標高を示す)	地形、行為区域の位置図

いて、当該特定都市河川流域における基準降雨を定め、当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により公示しなければならない。この場合において、都道府県の長は必要があると認めるときは、当該特定都市河川流域における降雨の特性を勘案し、当該特定都市河川流域を二以上の区域に区分して、それぞれの区域ごとに基準降雨を定めることができる。

前項の基準降雨は、継続時間を二十四時間とする中央集中型波形の降雨の降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

(技術的基準の強化に関する細目)

第二十二条 令第十一条第一号の強化降雨は、その降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超える降雨とし、法第三十三条第一項の強化降雨において、降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

2 地方公共団体は、強化降雨を定める場合において必要があると認めるときは、特定都市河流域における降雨の特性、対策工事を行う者の負担その他の事項を勘案し、当該特定都市河流域を二以上の区域に区分し、又は雨水浸透害行為の規模を二以上に区分して、それぞれの区域又は規模ごとに強化降雨を定めることができること。

(強化降雨の上限に関する細目)

第二十三条 強化降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものでなければならない。

(軽微な変更)

第二十四条 法第三十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第三十一条第一項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

一 変更に係る事項

二 変更の理由

三 雨水浸透阻害行為の許可の許可番号
(工事完了等の届出)

第二十五条 法第三十七条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

特定都市河川流域を二以上の区域に区分して、それぞれの区域ごとに基準降雨を定めることができる。

前項の基準降雨は、継続時間を二十四時間とする中央集中型波形の降雨の降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

(技術的基準の強化に関する細目)

第二十二条 令第十一条第一号の強化降雨は、その降雨強度値がいずれかの時間帯において同一時間帯における基準降雨の降雨強度値を超える降雨とし、法第三十三条第一項の強化降雨において、降雨強度値の十分ごとの推移を表により示すものとする。

2 地方公共団体は、強化降雨を定める場合において必要があると認めるときは、特定都市河流域における降雨の特性、対策工事を行う者の負担その他の事項を勘案し、当該特定都市河流域を二以上の区域に区分し、又は雨水浸透害行為の規模を二以上に区分して、それぞれの区域又は規模ごとに強化降雨を定めることができること。

(強化降雨の上限に関する細目)

第二十三条 強化降雨は、その降雨強度値がいずれの時間帯においても同一時間帯における流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の降雨強度値を超えないものでなければならない。

(軽微な変更)

第二十四条 法第三十七条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、法第三十一条第一項第二号及び第三号の工事の着手予定日又は完了予定日の変更とする。

一 変更に係る事項

二 変更の理由

三 雨水浸透阻害行為の許可の許可番号
(工事完了等の届出)

第二十六条 法第三十八条第一項の規定による雨水浸透害行為に関する工事の完了の届出は、

別記様式第三の雨水浸透阻害行為に関する工事書を提出して行うものとする。

2 法第三十八条第一項の規定による雨水浸透害行為に関する工事の廃止の届出は、別記様式第四の雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書を提出して行うものとする。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第二十七条 法第三十八条第三項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

イ 雨水貯留浸透施設(以下この条において単に「施設」という。)の名称
ロ 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号

ハ 施設の容量(容量のない施設にあっては規模及び構造の概要)

二 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は都道府県知事等の許可を要する旨

ホ 施設の管理者及びその連絡先

ヘ 標識の設置者及びその連絡先

二 施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

(損失の補償の裁決申請書の様式)

第二十八条 令第十一条の国土交通省令で定める様式は、別記様式第五とし、正本一部及び写し一部を提出するものとする。

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の許可の申請)

第二十九条 法第三十九条第一項の許可を受けようとする者(同条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者を含む。)は、は、許可申請書(法第三十九条第四項において準用する法第三十五条の協議をしようとする者について、別記様式第六の雨水貯留浸透施設機能阻害行為協議書)を都道府県知事等に提出しなければならない。

第三十条 第三十一条の国土交通省令で定める事項は、同条第一項各号に掲げる行為の設計である行為の許可申請書の記載事項

2 法第三十九条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならぬ。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事(法第三十九条第一項各号に掲げる行為の対象となる雨水貯留浸透施設が有する機能を保全するための工事をいう。以下この項及び

第三十一条 法第四十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県又は指定都市等(以下「都道府県等」という。)の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法とする。

(保全調整池の指定の公示)

第三十二条 法第四十四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除)の公示は、保全調整池を指定した旨(同条第五項において準用する場合にあっては、指定を解除した旨)、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地における土地の区域(建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等の敷地である土地の区域)並びに当該保全調整池の容量を明示して、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の土地の区域の明示は、第一条第一項各号の一以上により行うものとする。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第三十三条 法第四十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

イ 保全調整池の名称及び指定番号
ロ 保全調整池の容量及び構造の概要
ハ 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は法第四十条第一項に規定する都道府県知事等に届け出なければならない旨

二 保全調整池の管理業者及びその連絡先

ホ 保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

二 保全調整池の設置者及びその連絡先

二 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出は、別記様式第七の保全調整池機能阻害行為の届出書を提出して行うものとする。

2 法第四十六条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事(法第四十六条第一項各号に掲げる行

次条において同じ。)を行おうとする者以外の者にあつては、保全工事の計画図を作成することを要しない。

(監督処分に関する公示の方針)

第三十一条 法第四十一条第三項の国土交通省令で定める方法は、都道府県又は指定都市等(以下「都道府県等」という。)の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法とする。

(保全調整池の指定の公示)

第三十二条 法第四十四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定(同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除)の公示は、保全調整池を指定した旨(同条第五項において準用する場合にあっては、指定を解除した旨)、当該保全調整池の名称及び指定番号、当該保全調整池の敷地における土地の区域(建築物等に保全調整池が設置されている場合にあっては、当該建築物等の敷地である土地の区域)並びに当該保全調整池の容量を明示して、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の土地の区域の明示は、第一条第一項各号の一以上により行うものとする。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第三十三条 法第四十五条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

イ 保全調整池の名称及び指定番号
ロ 保全調整池の容量及び構造の概要
ハ 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は法第四十条第一項に規定する都道府県知事等に届け出なければならない旨

二 保全調整池の管理業者及びその連絡先

ホ 保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

二 保全調整池の設置者及びその連絡先

二 保全調整池の機能を阻害するおそれのある行為の届出は、別記様式第七の保全調整池機能阻害行為の届出書を提出して行うものとする。

2 法第四十六条第一項各号に掲げる行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、保全工事(法第四十六条第一項各号に掲げる行

(届出の内容の通知)

第三十六条 法第四十九条第一項（法第五十一条規定による通知は、第三十四条第一項の保全調整池機能阻害行為届出書の写しを添付してするものとする。）

(管理協定の総覽に係る公告)

第三十七条 法第四十九条第一項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 管理協定の名称

二 管理協定の目的となる保全調整池の名称及び指定番号

三 管理協定の有効期間

四 管理協定の総覽場所
(管理協定の総覽等の公告)

第三十八条 前条の規定は、法第五十条（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による指定期間における公告について準用する。

第三十九条 法第五十三条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同項において準用する場合にあつては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

一 計画区域の指定をする旨

二 当該計画区域の名称及び指定番号

三 当該計画区域の位置

四 当該計画区域の形状

五 前項第三号の計画区域の形状は、次に掲げるところにより明示するものとする。

一 市町村、大字、字、小字及び地番

二 位置図（縮尺二千五百分の1以上）

六 第一項第四号の計画区域の形状は、縮尺二千五百分の1以上の平面図、縦断面図及び横断面図をもつて表示するものとする。
(計画区域の標識の設置の基準)

第四十条 法第五十四条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる事項を明示したものであること。

二 計划区域の名称及び指定番号

三 計划区域の位置

四 計划区域の管理者及びその連絡

五 計划区域の標識の設置の基準

第三十六条 法第四十六条第二項及び第三項の規定による通知は、第三十四条第一項の保全調整池機能阻害行為届出書の写しを添付してするものとする。

二 標識の設置者及びその連絡先
二時留機能保全区域の周辺に居住し、又
業を営む者の見やすい場所に設けることと
(時留機能保全区域内の土地における届出)

(時留機能保全区域内の土地における行為の届出書の記載事項)

(貯留機能保全区域内の土地における行為の届出書の記載事項)

第四十三条 法第五十五条第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる貯留機能保全区域の名称及び指定番号とする。
(貯留機能保全区域内の土地における行為の届出書の内容の通知)

第四十四条 法第五十五条第二項の規定による通知は、第四十二条第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

第四十五条 法第五十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 指定の区域

二 基準水位（法第五十六条第二項に規定する基準水位をいう。以下同じ。）

三 流域水害対策計画において定められた都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨が生じた場合に想定される洪水又は雨水出水（防水法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第一項に規定する雨水出水をいう。）（第五十五条、第五十六条及び第六十八条において「想定洪水等」という。）による浸水が発生した場合において、第一号の区域内の一定の区域の水深に当該区域における流速の二乗を乗じて得た値が最大となるときの当該水深及び当該流速（第六十六条において「特定水深等」という。）
(浸水被害防止区域の指定をしようとする旨の公告)

(浸水被害防止区域の指定の公示)

第四十七条 法第五十六条第六項（同条第十一項
（浸水被害防止区域の指定の公示）

において準用する場合を含む)の規定による
浸水被害防止区域の指定の公示は、次に掲げる
事項について、都道府県の公報又はウェブサイ
トへの掲載その他の適切な方法により行うもの
とする。

前項第二号の浸水被害防止区域は、次に掲げることにより明示するものとする。

一 市町村 大字 字 小字及び地番
二 平面図

(都道府県知事の行い、浸水被害防止区域の指定の公示に係る図書の送付)

送付は、浸水被害防止区域位置図及び

防止区域図により行わなければならぬ前項の浸水被害防止区域位置図は、第

分の一以上とし、浸水被害防止区域の示した地形図でなければならない。

第一項の浸水被害防上図塊図塊には千五百分の一以上とし、当該浸水被害を表示したものでなければならない。

(特定開発行為の許可の申請)
第四十九条 法第五十七条第一項の許可を受けよ

うとする者は、別記様式第九の特定開発行為許可申請書を同項に規定する都道府県知事等に提出しなければならない。

法第五十八条第一項第三号の特定開発行為に
関する工事の計画は、計画説明書及び計画図に

より定めなければならない。
前項の計画説明書は、特定開発行為に関する
二事の十四の件十、十三開卷之或（十三開卷之

工事の計画の方針、特定開発区域（特定開発区域を工区に分けたときは、特定開発区域及び工区。次項及び第五十一条第二項から第四項まで

において同じ。）内の土地の現況及び土地利用計画を記載したものでなければならない。

種の面明示すべき事項

縮尺備考

現況	地形	地形並びに浸水被害防止区域、法第五十七條第二項第五百二メートルの標高は三号の条例で定める区域及び特定開発区域の境界
図面	地形	地形並びに浸水被害防止区域の境界並びに特定開発区域の境界並びに予定建築物（法第五十七條第一項の制限用途のものに限り、第五十六条第二項第二号において同じ。）の用途及び敷地の形状
図面	排水施設面	排水施設の位置、種類、材質、寸法、勾配、及び崖（令第十八条第一項以下同じ。）又は擁壁の位置
図面	造成計画面	造成計画又は盛土をする土地の部分及び崖（令第十八条第一項以下同じ。）又は擁壁の位置
図面	計画地盤面	計画地盤面
断面	排水施設面	排水施設の位置、種類、材質、寸法、勾配、及び崖（令第十八条第一項以下同じ。）又は擁壁の位置
断面	造成計画面	造成計画又は盛土をする土地の部分及び崖（令第十八条第一項以下同じ。）又は擁壁の位置
断面	計画地盤面	計画地盤面
図面	地形	地形並びに浸水被害防止区域の境界並びに特定開発区域の境界並びに予定建築物（法第五十七條第一項の制限用途のものに限り、第五十六条第二項第二号において同じ。）の用途及び敷地の形状
図面	排水施設面	排水施設の位置、種類、材質、寸法、勾配、及び崖（令第十八条第一項以下同じ。）又は擁壁の位置
図面	造成計画面	造成計画又は盛土をする土地の部分及び崖（令第十八条第一項以下同じ。）又は擁壁の位置
図面	計画地盤面	計画地盤面
断面	排水施設面	排水施設の位置、種類、材質、寸法、勾配、及び崖（令第十八条第一項以下同じ。）又は擁壁の位置
断面	造成計画面	造成計画又は盛土をする土地の部分及び崖（令第十八条第一項以下同じ。）又は擁壁の位置
断面	計画地盤面	計画地盤面

高に地に土崖をメ高に地を崖をメ高に地を一
さ生のしを及又超一さ生のし、超一さ生のし
がず部た同びはえトがず部た盛えトがず部た切
二る分土時盛切るル一る分土土るル二る分土

第五十条 法第五十八条第一項第四号の国土交通省令で定める事項は、特定開発行為に関する工事の着手予定期年月日及び完了予定期年月日とする。

(特定開発行為の許可の申請書の記載事項)	崖面図の断面図	擁壁擁壁の寸法及び勾配、擁壁擁壁の寸法及び勾配、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎の位置、材料及び寸法	崖面に覆われること。崖で覆われること。
	上一分以の十	崖面に覆われること。崖で覆われること。	二擁壁

第五十一条 法第五十八条第二項の国土交通省令で定める図書は、次に掲げるものとする。

二 特定開発区域位置図

三 特定開発行為に関する工事の完了後において当該工事に係る特定開発区域（浸水被害防止区域内のものに限る。）に地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域があるときは、その区域の位置を表示した地形図

四 第五十三条第三項に該当する場合にあっては、土質試験その他の調査又は試験（以下「土質試験等」という。）に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項に該当することを証する書類

五 第五十六条第二項各号のいずれかに該当する場合には、土質試験等に基づく安定計算を記載した安定計算書その他の同項各号のいずれかに該当することを証する書類

六 前項第一号の特定開発区域位置図は、縮尺五万分の一以上とし、特定開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。

ついて講ずる措置に関するものは、次に掲げるものとする。

一 地盤の沈下又は特定開発区域外の地盤の隆起が生じないよう、土の置換え、水抜きそ

3 第一項第二号の特定開発区域図は、縮尺二千五百分の一以上とし、特定開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、浸水被害防止区域界、法第五十七条第二項第三号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならぬ。

4 第一項第三号の地形図は、縮尺千分の一以上とし、特定開発区域の区域及び当該区域（浸水被害防止区域内のものに限る。）のうち地盤面の高さが基準水位以上となる土地の区域並びにこれらの区域を明らかに表示するのに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、浸水被害防止区域界、法第五十七条第二項第三号の条例で定める区域の区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならぬ。

（地盤について講ずる措置に関する技術的基準）

第五十二条 法第五十九条（法第六十二条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。）の国土交通省令で定める技術的基準のうち地盤に

二　他の措置を講ずること
特定開発行為によつて生ずる崖の上端に続く地盤面には、特別の事情がない限り、その崖の反対方向に雨水その他の地表水が流れるよう勾配を付すること。

三　切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留（次号において「地滑り抑止ぐい等」という。）の設置、土の置換えその他の措置を講ずること。

四　盛土をする場合には、盛土に雨水その他の地表水又は地下水（第五十七条において「地表水等」という。）の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りが生じないように、おおむね三十センチメートル以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとに、これをローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固めるとともに、必要に応じて地

滑り抑止ぐい等の設置その他の措置を講ずること。

五 著しく傾斜している土地において盛土をする場合には、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面となるないように、段切りその他の措置を講ずること。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第五十三条 法第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するもの

は、特定開発行為によつて生ずる崖(切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの、盛土をした土地の部分に生ずる高さが一メートルを超えるもの又は切土及び盛土を同時にした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの)の崖を擁壁で覆うこととする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖面について、この限りでない。

一 土質が次の表の上欄に掲げるのに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土質	擁壁を要しない場合の上限	勾配の下限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩(風化の著しい岩のものを除く。)	四十度	六十度	
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	三十五度	四十五度	五十度

二 土質が前号の表の上欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超えて同表の下欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分により上下に分離された崖の部分があるときは、同号に該当する崖の部分は存在せず、その上下の崖の部分は連続しているものとみなす。

前項の規定の適用については、小段その他のものによって上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に對し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

2

第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又

は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずるものとし、特定開発行為によつて生ずる崖(切土をした土地の部分に生ずる高さが二メートルを超えるもの)の崖を擁壁で覆うこととする。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなる崖又は崖の部分で、次の各号のいずれかに該当するものの崖面について、この限りでない。

一 土質が次の表の上欄に掲げるのに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

に、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他

の措置を講ずることとする。

法第五十九条の国土交通省令で定める技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖(崖の下端の周辺の地盤について講ずる場合)において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずることとする。

(軽微な変更)
第六十二条 法第六十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為による洗掘に對して保護されるようにおいて擁壁の設置に代えて他の措置を講ずることとする。

六 ますの底に、深さが十五センチメートル以上の泥溜めを設けるものであること。

あること。

法第六十二条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定開発行為による工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更とする。

(変更の許可の申請書の記載事項)

第五十九条 法第六十二条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 変更に係る事項
二 変更の理由
三 法第五十七条第一項の許可の許可番号(変更の許可の申請書の添付図書)

一 変更の許可の申請書には、法第五十八条第二項に規定する図書のうち特定開発行為の変更に伴いその内容が変更されるもの添付しなければならない。この場合においては、第五十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(特定開発行為に関する工事の完了の届出)

三 法第五十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十の工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

第六十条 法第六十二条第二項の申請書には、法第五十八条第二項から第四項までの規定を準用する。

(特定開発行為に関する工事の完了の届出)

三 法第五十七条第一項の規定による届出は、別記様式第十の工事完了届出書を提出して行うものとする。

(検査済証の様式)

第六十二条 法第六十三条第二項の国土交通省令で定める様式は、別記様式第十一とする。

(特定開発行為に関する工事の完了等の公告)

第六十三条 法第六十三条第三項の規定による公告は、特定開発区域(特定開発区域を工区に分けたときは、工区。以下この条及び第六十七条第一項において同じ。)に含まれる地域の名称、法第五十七条第一項の許可を受けた者の住所及び氏名並びに特定開発区域(浸水被害防止区域内のものに限る。)のうち地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を明示して、都道府県等の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(特定開発行為に関する工事の廃止の届出)

二 法第六十五条に規定する特定開発行為に關する工事の廃止の届出は、別記様式第十

二の特定開発行為に関する工事の廃止の届出書を提出して行うものとする。

2

第一項の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合又

は災害の防止上支障がないと認められる土地において擁壁の設置に代えて他の措置を講ずることとする。

(擁壁の構造等)

第五十四条 前条第一項の規定により設置される擁壁については、次に定めるところによらなければならぬ。

一 拥壁の構造は、構造計算、実験その他の方法によつて次のイからニまでに該当することが確かめられたものであること。

イ 土圧、水圧及び自重(以下この号において「土圧等」という。)によつて擁壁が破壊されないこと。

ハ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

二 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

ハ 土圧等によって擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

二 拥壁には、その裏面の排水を良くするため、水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けること。ただし、空積造その他擁壁の裏面の水が有効に排水できる構造のものにあつては、この限りでない。

二 拥壁で高さが二メートルを超えるものについては、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十二条(同令第七章の八の準用に関する部分を除く。)の規定を準用する。

(崖面について講ずる措置に関する技術的基準)

第五十五条 法第五十九条の国土交通省令で定めた技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖の崖面について講ずる措置に関するもの

は、当該崖の崖面(擁壁で覆われたものを除く。)が風化、想定洪水等による洗掘その他の侵食に對して保護されるように、芝張りその他の措置を講ずることとする。

(崖の上端の周辺の地盤等について講ずる措置に関する技術的基準)

第五十六条 法第五十九条の国土交通省令で定めた技術的基準のうち特定開発行為によつて生ずる崖の上端の周辺の地盤について講ずる措置に關するものは、当該崖の上端が基準水位より高い場合を除き、当該崖の上端の周辺の地盤が想定洪水等による侵食に對して保護されるよう

に、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他

の措置を講ずることとする。

二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他措置が必要でないことが確かめられた場合

するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が想定洪水等による洗掘に對して保護されるようにおいて擁壁の設置に代えて他の措置を講ずることとする。

二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他措置が必要でないことが確かめられた場合

するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が想定洪水等による洗掘に對して保護されるようにおいて擁壁の設置に代えて他の措置を講ずることとする。

二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他措置が必要でないことが確かめられた場合

するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が想定洪水等による洗掘に對して保護されるようにおいて擁壁の設置に代えて他の措置を講ずることとする。

二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他措置が必要でないことが確かめられた場合

するものは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該崖面の下端の周辺の地盤が想定洪水等による洗掘に對して保護されるようにおいて擁壁の設置に代えて他の措置を講ずることとする。

二 土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安全を保つために根固め、根入れその他措置が必要でないことが確かめられた場合

する。

備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則

（平成二十四年一月三〇日国土交

通省令第八五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成二七年一月三〇日国土交通

省令第七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行時特例市に対する第四条の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対策法施行規則第六条第一項の規定の適用については、同項中「又は地方自治法」とあるのは「地方自治法」と、「中核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則

（平成二十九年六月一四日国土交通

省令第三五号）

附 則

（令和二年一二月二三日国土交通

（経過措置）

1 この省令は、平成二十九年六月十五日から施行する。

附 則

（令和三年一〇月二九日国土交通
省令第六九号）抄

（施行期日）

1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

別記様式第一

（第六条関係）

別記様式第一（第六条関係）

年 月 日

記

認定申請者 所在地

雨水附設施設整備計画認定申請書

特定都市河川浸水被害対策法第11条第1項の規定により、雨水附設施設の設置及び管理に関する規則について認定を申請します。

雨水附設施設整備計画

別記様式第一の認定

雨水附設施設の認定
雨水附設施設の認定
雨水附設施設の認定
雨水附設施設の認定

3. 地域の特徴（地域の特徴）

村 職 種	町 職 種	道 職 種
田	田	田
山	山	山

4. 地域の特徴（地域の特徴）

村 職 種	町 職 種	道 職 種
田	田	田
山	山	山

5. 地域の特徴（地域の特徴）

村 職 種	町 職 種	道 職 種
田	田	田
山	山	山

6. 地域の特徴（地域の特徴）

村 職 種	町 職 種	道 職 種
田	田	田
山	山	山

7. その他必要な事項

□	□	□	□
□	□	□	□
□	□	□	□

参考 1. 計算や設計が専門的なものとされている場合は、それぞれその設計者の主たる事務所の住所を記入してください。
2. 雨水の貯留は実施しないこと。
3. その他必要な事項（備考）には、雨水附設施設を整備することについて、他の法令による許り、特許を取った場合や特許権は、その手続の承認を記載すること。

別記様式第二（第十六条関係）

別記様式第二（第十六条関係）		許可申請 用紙表面の行為 欄	備考欄
第十六条 特定都道府県水質対策法 第26条の規定により、雨水浸透改善行為 について、 許可を申請します。 年月日 施設の住所 1. 雨水浸透改善行為の区域の名称 2. 雨水浸透改善行為の区域 3. 雨水浸透改善行為に係する工事の計画 4. 雨水浸透改善行為の区域の概要 5. 雨水浸透改善行為に係する工事の内容 6. 雨水浸透改善行為に係する工事の実行方 7. 施設主の名称 8. 施設主の住所 9. その他の必要な事項			
申請者 印	年月日 申請者 印 年月日	年月日 審査者 印 年月日	

備考：「許可申請」、「第十六条」、「許可を申請します。」、「年月日」については、該当するものを〇で囲むこと。

2. 許可申請者が法人である場合は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
3. 姓の末尾に敬称を記載しないこと。
4. 雨水浸透改善行為に関する工事の計画及び施工工事の範囲については、最も近い左欄に「計画」欄、最も遠い左欄に「施工」欄と記載し、それぞれ計画期間及び施工期間を記載すること。
5. 「その他必要な事項」欄には、雨水浸透改善行為を行うことについて、施工計画、施工地図その他の必要な事項を記載すること。

別記様式第三（第二十六条関係）

別記様式第三（第二十六条関係）		雨水浸透改善行為に関する工事完了届出書 年月日	届出者 印
特定都道府県水質対策法 第26条第1項の規定により、雨水浸透改善行為に関する工事（許可番号 年月日）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。			
1. 雨水浸透改善行為の完了年月日 2. 施工工事の完了年月日 3. 雨水浸透改善行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地図の左栏	年月日 年月日 年月日	年月日 年月日 年月日	
施設の名称 施設の所在地 施設の概要 施設の内容 施設の実行方	年月日 年月日 年月日 年月日	年月日 年月日 年月日 年月日	

備考：1. 该当事務所の法人である場合は、内欄に、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 姓の末尾に敬称を記載しないこと。

別記様式第四（第二十六条関係）

別記様式第四（第二十六条関係）		雨水浸透改善行為に関する工事完了届出書 年月日	届出者 印
特定都道府県水質対策法 第26条第1項の規定により、雨水浸透改善行為に関する工事（許可番号 年月日）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。			
1. 雨水浸透改善行為の完了年月日 2. 雨水浸透改善行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地図の左栏	年月日 年月日	年月日 年月日	届出者 印

備考：1. 该当事務所の法人である場合は、内欄に、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2. 姓の末尾に敬称を記載しないこと。

別記様式第八（第四十二条関係）

別記様式第八（第四十二条関係）

特定期制行為区域内における行為の届出書

年 月 日	
届出者 住所 氏名	
1. 特定期制行為区域外に在る者の住所又は居所	
2. お届け 年月日 送付先の住所又は居所	
3. お届け 年月日 送付先の住所又は居所	
4. お届け 年月日 送付先の住所又は居所	
5. お届け 年月日 送付先の住所又は居所	
6. その他の必要な事項	
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

参考 1 送付の方法で郵便の場合については、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地又は本店の所在地を記載すること。
 2 他のものに記載しないこと。
 3 お届け 年月日 送付先の住所又は居所で該行為の内容又は期間が明確に記載するもの。
 4 お届け 年月日 送付先の住所又は居所で該行為の内容又は期間が明確に記載するもの。
 5 お届け 年月日 送付先の住所又は居所で該行為の内容又は期間が明確に記載するもの。
 6 「その他必要な事項」欄には、該行為の内容又は居所に記載する行為を行ふことについて、他の法令による許可、認可を受ける場合には、その手続の状況等を記載すること。

別記様式第九（第四十九条関係）

別記様式第九（第四十九条関係）

年 月 日	
届出者 住所 氏名	
1. 特定期制行為区域外に在る者の住所	
2. お届け 年月日 送付先の住所	
3. お届け 年月日 送付先の住所	
4. お届け 年月日 送付先の住所	
5. お届け 年月日 送付先の住所	
6. お届け 年月日 送付先の住所	
7. その他の必要な事項	
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

参考 1 送付の方法で郵便の場合については、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地又は本店の所在地を記載すること。
 2 他のものに記載しないこと。
 3 「その他必要な事項」欄には、「下記建築物の地址と位置」欄には、該法第37条第1項の附則用語「建築物の地址」と「位置」の意味によるもの。
 4 「その他必要な事項」欄には、特定期制行為を行うことについて、他の法令による許可、認可を受ける場合には、その手続の状況等を記載すること。

別記様式第十（第六十一条関係）

別記様式第十（第六十一条関係）

年 月 日	
届出者 住所 氏名	
特定期制行為区域外に在る者の住所又は工事完了の届出書	
年 月 日 第 が下記のとおり完了しましたので提出します。	
記	
1. 工事を完了した特定期制行為区域外の住所	
2. 工事を完了した特定期制行為区域又は工事に含まれる建物の名称	
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

参考 1 送付の方法で郵便の場合については、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地又は本店の所在地を記載すること。
 2 他のものに記載しないこと。

別記様式第十一（第六十二条関係）

別記様式第十一（第六十二条関係）

年 月 日	
届出者 住所 氏名	
下記の特定期制行為に該する工事は、年 月 日のうちの結果同区域外に在る者の住所又は工事完了の届出書	
年 月 日 第 が下記のとおり完了しましたので提出します。	
記	
1. 許可番号 年 月 日 第	
2. 特定期制行為区域又は工事に含まれる建物の名称	
3. 特定期制行為の承認を受けた者 者名 住所 又は 氏名	

別記様式第十四（第七十条関係）

別記様式第十四（第七十条関係）

特 定 建 築 行 为 許 可 证

第 年 月 日

記

既定的告知事
指定都市の名称
申請者の氏名

下記のとおり申請のあった特定建築行為について、特定期市川後水戸市対策法第66条の規定により許可します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 特定建築行為に係る建物の敷地の位置

3 許可された条件

4 備考

別記様式第十五（第七十四条関係）

別記様式第十五（第七十四条関係）

特 定 建 築 行 为 変 更 許 可 证

第 年 月 日

記

既定的告知事
指定都市の名称
申請者の氏名

下記のとおり申請のあった特定建築行為の変更について、特定期市川後水戸市対策法第71条第1項の規定により許可します。

記

1 申請年月日 年 月 日

2 特定建築行為に係る建物の敷地の位置

3 特定建築行為の許可の条件

4 変更の許可された条件

5 備考